

# 山口県報

平成19年  
12月11日  
(火曜日)



貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十九年十一月十一日

山口県知事 一一井 関 成

## 山口県規則第九十八号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和五十八年山口県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 貸金業法施行細則

第一条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第一条中「第三十五条第一項及び第四十一条第二項」を「第十四条の六の十五第五項」に改める。

第三条第一項中「第一条第一項」を「第一条の五第一項」に改め、同条第四項中「第三十条第一項」を「第十六条の二十九第二項」に改め、同条第五項中「第十二第十一条第二項」を「第二十六条の二十九第二項」に改める。

別記様式の表中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」、「第35条第1項又は第42条第2項」を「第44条の6の10第3項又は第4項」に改め、同様式の裏の備考以外の部分を次のものに改める。

家畜伝染病の発生の届出（畜産振興課）	一
道路の区域の変更（道路整備課）	一
道路の供用の開始（道路整備課）	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する知示の一部改正（砂防課）	三
公取	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	三
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）	四
土地改良区役員の届出（農村整備課）	一
土地改良区清算人の届出（農村整備課）	一
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）	一
国営農地再編整備事業（豊北地区川中曾換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）	三
国営農地再編整備事業（豊北地区田代換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）	三
国営農地再編整備事業（豊北地区直子換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）	三
国営農地再編整備事業（豊北地区岡林換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）	三
国営農地再編整備事業（豊北地区岡ノ台換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）	四
国営農地再編整備事業（豊北地区片山換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）	四
開発行為に関する十事の元（建築指導課）	一
収用委告示	四
裁決手続の開始	一

(裏)

## 貸金業法抜粋

(報告徵収及び立入検査)

(第1項及び第2項省略)

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた資金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた資金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該資金業者から資金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該資金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
(第6項省略)

監視

1)の規定せ、平成十九年十一月十九日から施行する。



## 山口県知事第六百十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第十二条第一項の規定によつて、家畜伝染病が次のとおつ発生したとの通達があつた。

平成十九年十一月十一日

山口県知事 一井 関成

病名種類 患畜又は  
の区分 疑似患畜 頭数 発生場所 発生年月日三一病 牛(ホル  
スタイン) 患畜 一 岡武郡阿武町大字福田 平成一九、一一、一九  
種)

## 山口県知事第六百十七号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定により、次のとおつ道路の区域を整備する。

この一般の縱覧と共に、  
山口県土木建築部道路整備課による、  
その関係図面は、平成十九年十一月十一日から、山口県土木建築部道路整備課に

平成十九年十一月十一日

山口県知事 一井 関成

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	期
岩国市美川町四馬神字大平二〇五地 先から同市美川町四馬神字大平二〇四の 一地先まで	旧	最最広 八・八	八・八	四八・七		
	新	最最狭 一二・〇	一二・〇	四八・七	道路改良工事の 完了による。	

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	期
岩国市美川町四馬神字大平二〇五地 先から同市美川町四馬神字大平二〇四の 一地先まで	旧	最最広 八・八	八・八	四八・七		
	新	最最狭 一二・〇	一二・〇	四八・七	道路改良工事の 完了による。	

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	期
岩国市美川町四馬神字大平二〇五地 先から同市美川町四馬神字大平二〇四の 一地先まで	旧	最最広 八・八	八・八	四八・七		
	新	最最狭 一二・〇	一二・〇	四八・七	道路改良工事の 完了による。	

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	期
岩国市美川町四馬神字大平二〇五地 先から同市美川町四馬神字大平二〇四の 一地先まで	旧	最最広 八・八	八・八	四八・七		
	新	最最狭 一二・〇	一二・〇	四八・七	道路改良工事の 完了による。	

## 山口県知事第六百十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第十八条第一項の規定によつて、次のとおつ道路の供用を開始する。

おいて一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

路線名	県 岩国佐伯線道	路線名
供用開始の区間	同市美和町秋掛字今池三〇五の八地先まで 前垣内六八の一地先から	供用開始の区間
供用開始の期日	平成十九年十一月 十二日	供用開始の期日
供用開始の期日		

山口県告示第六百十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成九年山口県告示第一百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月十一日

山口縣知事  
二井關成

山口縣知事  
二井 閔成

申請のあつた年月日

坂本地区に関する部分一　区域の範囲を次のように改める。

二  
平成十九年十一月十六日  
申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者  
名 称 地球友の会山口協会

旨の氏名及び主たる事務所の所在地  
云

平成十九年十一月十六日  
申請に係る特定非営利活  
動名稱

活動法人の名称、代表者  
地球友の会山口協会

旨の氏名及び主たる事務所の所在地  
云

平成十九年十一月十六日  
申請に係る特定非営利活  
動名稱

活動法人の名称、代表者  
地球友の会山口協会

旨の氏名及び主たる事務所の所在地  
云

## (六〇〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請



新	砂	坂	坂	本	本	本	本
屋	田	東	本				
一 六 八	一 七 八 〇	一 七 〇	四 七 八 の 二	四 九 七 の 一	六 一 六 〇	六 一 六 〇	六〇 一
十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号

## (六〇一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関 成

## 一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 メディコ21山口吉敷店

所在地 山口市吉敷中東二丁目三〇五三の一

## 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社メディコ・二十 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

土居 浩治

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名 又は 名称 住 所 代表者の氏名	氏名 又は 名称 住 所 代表者の氏名
株式会社メディコ・二十 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	株式会社イズミ ゆめタウン山口
土居 浩治	所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

## 四大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年七月三十一日

## 五大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四二三平方メートル

## 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

駐輪場の収容台数

(二) 荷さばき施設の面積

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一四立方メートル  
七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

(二) 株式会社メディコ・二十一

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時四十五分から午後十時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで

八 届出年月日 平成十九年十一月三十日

## (六〇二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関 成

## 一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

## 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号

山西 泰明

## 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更後

う者の住所 における小売店舗行 き	変更に係る事項	
	大規模小 売店舗の 新設の届出	大規 模小 賣店 舗の 新設の 届出
株式会社パレモ	株式会社パレモ	株式会社パレモ
名古屋市中村区名駅 三丁目二六番八号	愛知県稲沢市天池五 反田町一	愛知県稲沢市天池五 反田町一

変更に係る事項 大規模小売店舗の名称又は名称小売	大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン山口	所在地 山口市大内御堀一三〇九の一 届出者 株式会社イズミ 代表者 山西 泰明	所 広島市南区京橋町一番二号 代表者の氏名 山西 泰明	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン山口
				二 大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名 ゆめタウン山口
				三 大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名 ゆめタウン山口
変更前	大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン山口	所在地 山口市大内御堀一三〇九の一 届出者 株式会社イズミ 代表者 山西 泰明	所 広島市南区京橋町一番二号 代表者の氏名 山西 泰明	四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日
				五 変更年月日 平成十三年一月一日
				四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日
変更後	大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン山口	所在地 山口市大内御堀一三〇九の一 届出者 株式会社ペリカン 代表者 山西 泰明	所 広島市南区京橋町一番二号 代表者の氏名 山西 泰明	五 変更年月日 平成十四年三月十五日
				四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日
				五 変更年月日 平成十四年三月十五日

変更に係る事項 大規模小売店舗の名称又は名称小売	大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン山口	所在地 山口市大内御堀一三〇九の一 届出者 株式会社ペリカン 代表者 山西 泰明	所 広島市南区京橋町一番二号 代表者の氏名 山西 泰明	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン山口
				二 大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名 ゆめタウン山口
				三 大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名 ゆめタウン山口
変更前	大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン山口	所在地 山口市大内御堀一三〇九の一 届出者 株式会社ペリカン 代表者 山西 泰明	所 広島市南区京橋町一番二号 代表者の氏名 山西 泰明	四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日
				五 変更年月日 平成十四年三月三十日
				四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日
変更後	大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン山口	所在地 山口市大内御堀一三〇九の一 届出者 株式会社ペリカン 代表者 山西 泰明	所 広島市南区京橋町一番二号 代表者の氏名 山西 泰明	五 変更年月日 平成十四年三月三十日
				四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日
				五 変更年月日 平成十四年三月三十日

変更に係る事項		大規模小売店舗における小売業者	
大規模小売店舗の名称及び所在地		大規模小売店舗における小売業者	
一 名 称 ゆめタウン山口		株式会社コンラッド	
二 所 在 地 山口市大内御堀一三〇九の一		梅本千江子	
三 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名		株式会社コンラッド	
四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日		梅本千江子	
五 変更年月日 平成十五年一月一日		柴田 直	
六 所 山西 泰明		柴田 直	
七 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
八 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
九 代表者の氏名		梅本千江子	
十 所 山西 泰明		柴田 直	
十一 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
十二 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
十三 代表者の氏名		梅本千江子	
十四 所 山西 泰明		柴田 直	
十五 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
十六 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
十七 代表者の氏名		梅本千江子	
十八 所 山西 泰明		柴田 直	
十九 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
二十 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
二十一 代表者の氏名		梅本千江子	
二十二 所 山西 泰明		柴田 直	
二十三 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
二十四 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
二十五 代表者の氏名		梅本千江子	
二十六 所 山西 泰明		柴田 直	
二十七 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
二十八 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
二十九 代表者の氏名		梅本千江子	
三十 所 山西 泰明		柴田 直	
三十一 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
三十二 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
三十三 代表者の氏名		梅本千江子	
三十四 所 山西 泰明		柴田 直	
三十五 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
三十六 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
三十七 代表者の氏名		梅本千江子	
三十八 所 山西 泰明		柴田 直	
三十九 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
四十 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
四十一 代表者の氏名		梅本千江子	
四十二 所 山西 泰明		柴田 直	
四十三 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
四十四 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
四十五 代表者の氏名		梅本千江子	
四十六 所 山西 泰明		柴田 直	
四十七 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
四十八 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
四十九 代表者の氏名		梅本千江子	
五十 所 山西 泰明		柴田 直	
五十一 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
五十二 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
五十三 代表者の氏名		梅本千江子	
五十四 所 山西 泰明		柴田 直	
五十五 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
五十六 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
五十七 代表者の氏名		梅本千江子	
五十八 所 山西 泰明		柴田 直	
五十九 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
六十 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
六十 代表者の氏名		梅本千江子	
六十一 所 山西 泰明		柴田 直	
六十二 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
六十三 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
六十四 代表者の氏名		梅本千江子	
六十五 所 山西 泰明		柴田 直	
六十六 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
六十七 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
六十八 代表者の氏名		梅本千江子	
六十九 所 山西 泰明		柴田 直	
七十 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
七十一 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
七十二 代表者の氏名		梅本千江子	
七十三 所 山西 泰明		柴田 直	
七十四 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
七十五 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
七十六 代表者の氏名		梅本千江子	
七十七 所 山西 泰明		柴田 直	
七十八 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
七十九 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
八十 代表者の氏名		梅本千江子	
八十一 所 山西 泰明		柴田 直	
八十二 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
八十三 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
八十四 代表者の氏名		梅本千江子	
八十五 所 山西 泰明		柴田 直	
八十六 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
八十七 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
八十八 代表者の氏名		梅本千江子	
八十九 所 山西 泰明		柴田 直	
九十 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
九十一 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
九十二 代表者の氏名		梅本千江子	
九十三 所 山西 泰明		柴田 直	
九十四 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
九十五 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
九十六 代表者の氏名		梅本千江子	
九十七 所 山西 泰明		柴田 直	
九十八 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
九十九 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百 代表者の氏名		梅本千江子	
一百零一 所 山西 泰明		柴田 直	
一百零二 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百零三 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百零四 代表者の氏名		梅本千江子	
一百零五 所 山西 泰明		柴田 直	
一百零六 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百零七 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百零八 代表者の氏名		梅本千江子	
一百零九 所 山西 泰明		柴田 直	
一百一〇 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百一一 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百一二 代表者の氏名		梅本千江子	
一百一三 所 山西 泰明		柴田 直	
一百一四 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百一五 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百一六 代表者の氏名		梅本千江子	
一百一七 所 山西 泰明		柴田 直	
一百一八 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百一九 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百二十 代表者の氏名		梅本千江子	
一百二十一 所 山西 泰明		柴田 直	
一百二十二 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百二十三 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百二十四 代表者の氏名		梅本千江子	
一百二十五 所 山西 泰明		柴田 直	
一百二十六 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百二十七 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百二十八 代表者の氏名		梅本千江子	
一百二十九 所 山西 泰明		柴田 直	
一百三十 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百三十一 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百三十二 代表者の氏名		梅本千江子	
一百三十三 所 山西 泰明		柴田 直	
一百三十四 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百三十五 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百三十六 代表者の氏名		梅本千江子	
一百三十七 所 山西 泰明		柴田 直	
一百三十八 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百三十九 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百四十 代表者の氏名		梅本千江子	
一百四十一 所 山西 泰明		柴田 直	
一百四十二 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百四十三 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百四十四 代表者の氏名		梅本千江子	
一百四十五 所 山西 泰明		柴田 直	
一百四十六 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百四十七 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百四十八 代表者の氏名		梅本千江子	
一百四十九 所 山西 泰明		柴田 直	
一百五十 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百五十一 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百五十二 代表者の氏名		梅本千江子	
一百五十三 所 山西 泰明		柴田 直	
一百五十四 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百五十五 所 山西 泰明		株式会社コンラッド	
一百五十六 代表者の氏名		梅本千江子	
一百五十七 所 山西 泰明		柴田 直	
一百五十八 代表者の氏名		大規模小売店舗における小売業者	
一百五十九 所 山西 泰明			

株式会社イズミ  
三 変更に係る事項の概要

広島市南区京橋町一一番二号

山西 泰明

名 称 住 所 代表者の氏名

広島市南区京橋町一一番二号

山西 泰明

大規模小売業者を行ふ者の代表者の氏名	大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	変更に係る事項
フカヤ株式会社	大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	変更前
船木 正	大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	変更後
林 宏	大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	変更後

四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日  
五 変更年月日 平成十六年四月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめタウン山口  
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町一一番二号  
株式会社山口フジカラー  
石川 修三  
秋山 哲也

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	変更に係る事項
株式会社イズミ	株式会社イズミ	変更前
石川 修三	秋山 哲也	変更後

四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日  
五 変更年月日 平成十六年五月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめタウン山口  
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ  
三 変更に係る事項の概要

名 称 住 所 代表者の氏名

広島市南区京橋町一一番二号

山西 泰明

大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	変更に係る事項
株式会社ミヤコ	株式会社ミヤコ	変更前
渕上 和敏	渕上 照弘	変更後

四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日  
五 変更年月日 平成十六年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめタウン山口  
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町一一番二号  
株式会社アビ

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	大規模小売店舗における小売業を行ふ者の氏名又は名称	変更に係る事項
株式会社アビ	株式会社アビ	変更前
山崎 政司	藤田 貴弘	変更後

四 届出年月日 平成十九年十一月二十二日  
五 変更年月日 平成十七年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめタウン山口  
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名		所	代表者の氏名
株式会社イズミ		広島市南区京橋町一番二二号	山西 泰明
三 変更に係る事項の概要			
四 届出年月日		平成十九年十一月二十二日	変更前
五 変更年月日		平成十七年四月二十五日	変更後
一 大規模小売店舗の名称及び所在地		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
名 称 ゆめタウン山口		株式会社カウオッヂ・ビジネス・カンパニー	
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一		株式会社タイムタイ	
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
名 称 住 所			
株式会社イズミ 広島市南区京橋町一番二二号			
三 変更に係る事項の概要			
四 変更に係る事項			
大規模小売店舗に於ける大規模小売店舗における大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名			
名 称 株式会社さが美		大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	
所在地 石田 敏彦		株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
五 変更に係る事項		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
名 称 变 更 前		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
大規模小売店舗に於ける大規模小売店舗における大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
名 称 一谷 貴夫		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
所在地 山西 泰明		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
四 届出年月日		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
平成十九年十一月二十二日		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
五 変更年月日		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
平成十七年五月六日		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
一 大規模小売店舗の名称及び所在地		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	
名 称 ゆめタウン山口		△株式会社ウオッヂネス・カンパニー	



お大い規模小売業者を舗行に												称うお大い規模小売業者を舗行に											
株式会社アーニー	株式会社システムジュウヨン	株式会社モリエ	株式会社システィムジュウヨン	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ
株式会社鈴丹	株式会社ブレジャージーン	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社システィムジュウヨン	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社三友	株式会社立花屋	株式会社モリエ	セキミキ・グループ株式会社	株式会社冒険王	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ
——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——
名古屋市昭和区広路 通二丁目五番七号	町大阪市中央区久太郎 二丁目自二番七号	岐阜市三歳町五丁目 一の九番九号	愛知県稻沢市天池五 町一丁目七番九号	丁福岡市北区天神橋三 丁目六番三号	下関市田倉六一の五 丁福岡市東区多の津二 丁目七番九号	株式会社三友	有限会社イアック	株式会社三友	株式会社立花屋	株式会社モリエ	セキミキ・グループ	株式会社冒険王	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社舞	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社アーニー

有限公司アーニー

有限公司アーニー

う者の住所

株式会社アーニー

——

番岡山市高柳西町一五  
四広島市安佐北区可部  
番五号

一〇

名うお大規模小売業者を舗行に												名うお大規模小売業者を舗行に											
株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	株式会社アーニー	株式会社モリエ	
有限公司イアック	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ	株式会社モリエ										
——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——
松木孝	野口実	笠井俊生	関亮一	堀岡洋行	江見いづみ	小林史生	藤井豊	菱田覚	酒井勝徳	石田勝彦	秋田泰史	三防府市駅南町九番四 号	山口市中市町一番二 号	東京都渋谷区神南一 丁目一一番五号	福岡市中央区天神一 丁目一一番一号	福岡市中央区大手門 一丁目八番一〇号	四広島市安佐北区可部 番五号	番岡山市高柳西町一五 四	——	——	——	——	——

一 大規模小売店舗の名称及び所在地	
名 称	ゆめタウン山口
所在 地	山口市大内御堀一三〇九の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
株 式 会 社 イズミ	
称	住
業を行なう者の氏名又は名称	広島市南区京橋町一一番二号
大規模小売店舗において小売	
大 規 模 小 售 店 舗	
おいて小売業者を行なう者の氏名又は名称	
称	
リーパートナーズ	変 更 前
株式会社マーメイドベーカリー	变 更 前
ナーズ	变 更 前
ナンベーカリーパーレルセ	变 更 前
株式会社アンデルセン	变 更 前
ナーズ	变 更 后
株式会社マーメイドベーカリーパートナーズ	变 更 后
ナーズ	变 更 后
三 変更に係る事項の概要	
所 代表者の氏名	
山西 泰明	
四 変更に係る事項	
業を行なう者の氏名又は名称	
大規模小売店舗において小売	
大 規 模 小 售 店 舗	
おいて小売業者を行なう者の氏名又は名称	
称	

四	届出年月日	株式会社三友
五	平成十九年十一月二十二日	
变更年月日		
平成十九年六月二十日		

### (六〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成十九年十一月十一日から平成二十年四月十一日までの間、  
山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

## 土地改良区の名称

山本 氏名 住  
迂君 周南市大字中野三八二

所

就任した清算人

平成十九年十二月十一日

届出があります

法第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり清算人の氏名及び住所の  
品コバ うつミンノ。

山口県知事  
一井 関成

平成十六年十一月十九日

## 県営吉見地区ほ場整備事業（第四換地区）

(六〇五) 土地改良区の清算人の氏名及び住所の届出

平成十七年十一月一日

二  
上傳呢了〇詩明

事業の名称

1

平成十九年八月九日

二 工事完了の時期

黑漢子集

卷之三

### (六〇六) 土地改良事業の工事が完了

周東高森土地改良区  
大津郡三隅丁三隅上地  
監理事 杉本法彦 岩国市周東町下久原二二五四  
事務官 中村芳人 長門市三隅七四六四二

土地改良の名称

恩主	事監
大野	事的場
吉村	田邊竹林
徳久次	邊一義
耕作	啓秀男
"	"
三隅下二七一六	三隅下九五五
"	三隅上四五八八
三〇七七	三隅中五八三
"	三隅下九五五
"	"
山本	重永
玉野	重永
昭二	将行
恒夫	勉
克己	恒夫
孝義	克己
"	"
大字中野三一九	大字下上二〇四五の五
"	"
四九六の八	三九九
八一六	八一六
四八四	四八四

二 工事完了の時期

平成十六年十月二十一日

(六〇七) 国営農地再編整備事業（豊北地区川中曽換地区）換地計画書の縦覧  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区川中曽換地区的換地計画を定めたので、同条

条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十一月十一日

山口県知事 二 井 関 成

一 縦覧に供する書類  
国営農地再編整備事業（豊北地区川中曽換地区）換地計画書の写し二 縦覧の期間  
平成十九年十一月十一日から平成二十年一月四日まで三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課(六〇九) 国営農地再編整備事業（豊北地区直子換地区）換地計画書の縦覧  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区直子換地区的換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。  
平成十九年十一月十一日

山口県知事 二 井 関 成

一 縦覧に供する書類  
国営農地再編整備事業（豊北地区直子換地区）換地計画書の写し二 縦覧の期間  
平成十九年十一月十一日から平成二十年一月四日まで三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課(六一〇) 国営農地再編整備事業（豊北地区岡林換地区）換地計画書の縦覧  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区岡林換地区的換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。  
平成十九年十一月十一日

山口県知事 二 井 関 成

一 縦覧に供する書類  
国営農地再編整備事業（豊北地区岡林換地区）換地計画書の写し二 縦覧の期間  
平成十九年十一月十一日から平成二十年一月四日まで三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

平成十九年十一月十一日

山口県知事 二 井 関 成

一 縦覧に供する書類  
国営農地再編整備事業（豊北地区田代換地区）換地計画書の写し二 縦覧の期間  
平成十九年十一月十一日から平成二十年一月四日まで三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(六一) 国営農地再編整備事業（豊北地区岡ノ台換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、

国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区岡ノ台換地区的換地計画を定めたので、同

条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供し

ます。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二 井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区岡ノ台換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十一日から平成二十年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六二) 国営農地再編整備事業（豊北地区片山換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、

国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区片山換地区的換地計画を定めたので、同条

第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二 井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区片山換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十一日から平成二十年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第二十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二 井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市島田五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市大字浅江一三三八番地の一  
株式会社コウケンプロダクツ



### 山口県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十九年十二月十一日

山口県収用委員会会長 河野 勉

一起業者の名称

山口県

二 事業の種類

一般国道四九〇号改築工事（小郡萩道路「美東大田道路」及び「大田絵堂道路」・  
山口県美祢郡美東町大字小野字田ノ口地内から同町大字真名字長谷地内まで及び同町  
大字長登字川地山地内から同町大字長登字追分地内まで）及びこれに伴う附帯工事

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区片山換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十一日から平成二十年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関する権利を有する関係人

													裁 決 手 續 の 開 始 を 決 定 し た 土 地	所 在			
													積公簿上の地				
													(平方メートル)	地番	地目		
													(平方メートル)	積公簿上の地	積公簿上の地		
													(平方メートル)	実測地積	実測地積		
													(平方メートル)	の面積とする土地	の面積とする土地		
													(平方メートル)	の面積とする土地	の面積とする土地		
板屋 忠義	の六市へ登記人川田義明シ一人 不明相続地字記人不頃島義明シ一人 ○防工○府	不明 平井ツヤ子	廣安 次雄	山崎 猛幸	渡久山富子	足立アヤ子	藤田 利治	秋枝 信廣	秋吉千代子	三原 美砂	三原 昭子	三原 英生	板屋チカ子	板屋 直行	板屋 忠義	氏	土地所有者
号下関市長府松小田本町一四番二六	不明	北九州市小倉北区熊本一丁目八番 一四〇六号	北九州市東区中山新町三丁目八番 六号	愛知県西尾市今川町落一番地	東京都板橋区南常盤台一丁目一三 番一九一〇三号	地山陽小野田市大字西高泊五十九番 名古屋市港区宝神三丁目六〇一番	周南市銀南街三五番地の一	"	二〇六号	北小羽山町二丁目五番六一	○一號	宇部市錦町一四番一八一八〇三号 松山町一丁目三番一〇一七	"	羽山町三番一一七〇一号 幡生町一丁目一番一〇一〇号	下関市長府松小田本町一四番二六	住 所	土地所有者
									"	大字重地一九一番地三					氏	土地に關して権利を有する關係人	
															名	土地に關して権利を有する關係人	
															住 所	土地に關して権利を有する關係人	
															権利の種類	権利の種類	

平成十九年十一月二日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月金二千七百円(送料共)

四 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成十九年十一月二十六日